

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB、金融負債の会計に関するIFRS第9号の改訂を公表

目次

- はじめに
- 負債の信用リスクの変動の影響の表示
- デリバティブ負債に関する原価による例外規定の削除
- 発効日および経過措置

要点

- IAS 第 39 号に含まれていた金融負債の分類規準は、変更されずに IFRS 第 9 号に移行され、「償却原価」および「損益を通じて公正価値」で測定という IAS 第 39 号の分類カテゴリは維持される。
- 公正価値オプションを使用して、「損益を通じて公正価値」で測定の指定を行った金融負債については、負債の信用リスクの変動に起因する当該負債の公正価値の変動は、会計上のミスマッチを生じたり、増大させない限り、「その他の包括利益(OCI)」で直接認識される。
- OCI への計上額は、負債が決済または消滅した場合に、リサイクルされない。
- 資産固有のパフォーマンス・リスクから信用リスクを区別するため、信用リスクの意味が明確化された。
- 市場価格のない資本性金融商品の引渡しにより決済されるデリバティブ負債についての IAS 第 39 号の原価による例外規定が削除された。
- 改訂された基準書の発効日は、2013 年 1 月 1 日である。

はじめに

2010 年 10 月 28 日、国際会計基準審議会(IASB)は、IFRS 第 9 号「金融商品」の改訂版を公表した。改訂された基準書は、2009 年 11 月に公表された金融資産の分類および測定に対する要求を維持する一方、金融負債の分類および測定に関するガイダンスが追加されている。IFRS 第 9 号の再構成の一環として、IASB は IFRS 第 39 号「金融商品：認識および測定」の金融商品の認識中止ガイダンスと関連する適用指針を、IFRS 第 9 号にコピーしている。

金融負債の分類および測定に関する IFRS 第 9 号のガイダンスは、現在 IAS 第 39 号に含まれる金融負債の分類規準を変更していない。言い換えれば、金融負債は引き続き、全部または一部が、「償却原価」または「損益を通じて公正価値 (FVTPL)」で測定される。組込デリバティブを金融負債である主契約から分離する概念も、変更されない。売買目的保有の金融負債は、引き続き FVTPL で測定され、その他のすべての金融負債は、公正価値オプションが適用されない限り、IAS 第 39 号の現行規準を使用して、「償却原価」で測定される。

しかし、IAS 第 39 号とは以下の2つの異なる点がある。

- 負債の信用リスクに起因する公正価値変動の影響の表示
- 市場価格のない資本性金融商品の引渡しにより決済されるデリバティブについて、原価による例外規定の削除

この改訂されたガイダンスは、金融商品の基準書である IAS 第 39 号を置換える IASB の包括的なプロジェクトの第 1 フェーズの結論となるものである。他のフェーズ、すなわち、「減損」および「ヘッジ会計」は、未だ完了していない。

負債の信用リスクの変動の影響の表示

負債の信用リスクに関する改訂された指針は、FVTPL で測定されたすべての負債に適用されるわけではない。デリバティブ負債などの売買目的保有の金融負債および公正価値オプションで指定されるローン・コミットメントと金融保証契約は、引き続き公正価値で測定され、「全ての」変動は損益で認識される。公正価値オプションを使用して FVTPL に指定されるその他全ての金融負債については、負債の信用リスクに関する改訂されたガイダンスが適用され、信用リスクの変動に起因する負債の公正価値変動を「その他の包括利益 (OCI)」で認識し、残りの公正価値変動額は損益で認識する。

見解

IASB が本ガイダンスを公表することの主たる要素の 1 つは、金融負債が公正価値で測定される場合に発生する直感と相容れない (counterintuitive) 結果であることが、しばしば引用される。信用の低下を経験した企業が、負債の公正価値の減少により損益を創出する (信用低下により企業が直面する可能性のある損失を潜在的に相殺する) 一方、信用改善の結果、損失が認識される (信用品質の改善につながる可能性のある企業が創出する利益を潜在的にあいまいにする)。

しかし、信用リスクに起因する公正価値変動を OCI に認識することが、会計上のミスマッチを生じるまたは増大させる場合、企業は全ての公正価値変動を損

益で認識する。会計上のミスマッチの評価にあたり、企業は、負債の信用リスクの変動の影響が、FVTPL で測定される別の金融商品の公正価値変動によって損益が相殺されることを予想するかどうかを判定しなければならない。そのような予想は、負債の特徴とその他の金融商品の特徴との経済的関係を基礎としなければならない。この判定は、企業によって当初認識時点で行われ、再評価されない。企業は、判定に使用した方法を、財務諸表の注記で開示しなければならない。

見解

プロジェクトの本パートの開発中に、IASB によって議論された設例の 1 つが、会計上のミスマッチが生じることがあるモーゲージ・ファンディングに関連するものであった。この設例においては、モーゲージ・バンクは顧客に資金を貸付け、モーゲージ・ローンと同一の条件(すなわち、残高、期間、通貨、償還条件)の債券を売却することによって、ローンの資金を調達する。モーゲージ・ローンの条件は、借手が特定の債券を公正価値で回収することによって、ローンを繰上返済することを認めている。債券の信用リスクの変動の影響と、モーゲージ・ローンの公正価値変動との間に、契約上の関連がある。公正価値オプションを使用した結果、銀行が、債券の信用リスクの変動に起因する公正価値変動を OCI を通じて認識する一方、ローンの公正価値変動の全体を損益で認識した場合、結果として会計上のミスマッチとなる。

本基準書は、信用リスクを資産固有のパフォーマンス・リスク(すなわち、単一の資産または資産グループが未履行となり、それにより、当該資産にリンクする債務の基づく金額から発行企業を免除するリスク)から区別することについて、更なるガイダンスを提供している。基準書は、資産固有のパフォーマンス・リスクの設例を提供している。

見解

本基準書に提供されている、資産固有のパフォーマンス・リスクの設例の 1 つは、特別目的事業体(SPE)の発行した債券の資金を確保するため、当該 SPE の資産が法的に隔離されている場合における、当該 SPE 発行の債券についてである。用途制限付き資産(ring-fenced assets)がキャッシュ・フローを生み出す場合にのみ、債券の投資家に支払が行われる。当該資産がキャッシュ・フローを創出しない場合、SPE は投資家への支払義務を負わない。資産のパフォーマンスが債務金額を決定するため、当該債券の固有リスクは、資産固有のパフォーマンス・リスクとみなされる。信用リスクと資産固有のパフォーマンス・リスクとの差異は微妙であり、それゆえ、負債条件の考慮が重要となる。債券上の金額が、資産のパフォーマンスによって変動しない場合、リスクは資産固有のパフォーマンス・リスクではなく、信用リスクとみなされる。

改訂されたガイダンスは、信用リスクに起因し OCI で認識した金額のリサイクルを禁止しているが、その他の資本項目への振替は認められる。これは、企業が契約上の金額と異なる金額で、満期前に金融負債の認識を中止する場合に関連する。この場合、OCI の残余金額は他の資本項目（例えば利益剰余金）に振替えられ、振替金額と振替理由が開示される。他方、企業が契約条件に則り、満期に負債を返済する場合、負債の信用リスクの変動の累積的影響は純額がゼロになるため、振替るべき金額はない。

改訂された IFRS 第 9 号は、信用リスクに起因する負債の公正価値変動を隔離する方法について、IFRS 第 7 号「金融商品－開示」の既存のガイダンスを維持している。IFRS 第 7 号は、2 つの技法を認めている。

- 1) (ベンチマーク金利、他の企業の金融商品の価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格またはレートの指数の変動などの)市場リスクの変化に起因しない公正価値変動
- 2) 信用リスクをより忠実に表現する代替的方法

信用リスクの変動に起因する公正価値変動の測定に使用した方法は、開示しなければならない。

デリバティブ負債に関する原価による例外規定の削除

IFRS 第 9 号の金融資産を取扱うパートは、公正価値が信頼性をもって測定できない、市場価格のない資本性金融商品および関連するデリバティブ資産についての、IAS 第 39 号の原価による例外規定を削除している。IFRS 第 9 号の金融資産のパートが公表された時点では、公正価値が信頼性をもって測定できない、市場価格のない資本性金融商品の引渡によって決済されるデリバティブ負債（例えば、企業が、行使時に、非上場株式をオプション保有者に引渡す売建オプション）については、原価による例外規定は維持されていた。しかし、今回改訂されたガイダンスは、資産、負債を問わず、すべてのデリバティブを公正価値で測定するよう、原価による測定の例外規定を削除している。

発効日および経過措置

IFRS 第 9 号の改訂版は、改訂前の IFRS 第 9 号と同一の発効日、すなわち、2013 年 1 月 1 日が発効日となる。IASB は、新たな金融商品基準書のすべてのフェーズについて、同一の発効日を定める意向を示している。改訂版は、早期適用も認めているが、企業が金融負債の分類および測定に関連するガイダンスの早期適用を選択する場合は、過去に最終化された IFRS 第 9 号の要求も同時に適用しなければならない。現在、IFRS 第 9 号の金融負債に関するガイダンスの早期適用を望む企業は、金融資産のガイダンスについても早期適用が求められる。過去のフェーズの適用を要求する理由は、企業間比較が不可能となる可能性を減少させるためである。改訂された基準書は、IAS 第 8 号に従って遡及適用される。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 140 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 169,000 人におよぶ人材は"standard of excellence"となることを目指し、“誠実性”、“卓越した価値の提供”、“相互信頼”、“文化的多様性”といった価値観を共通するカルチャーで結ばれています。継続的な知識習得、チャレンジングな経験、豊富なキャリア形成の機会といった環境を生かしながら、Deloitte のプロフェッショナルは企業責任(CSR)を強化し、社会からの信頼を築き、各々の地域社会に貢献していきます。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte をご覧ください。